

## 福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱(令和2年2月4日教育庁高校教育課)(令和2年12月一部改正)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則(令和元年教育委員会規則第5号)(以下「規則」という。)第16条の規定により、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成31年法律第162号)(以下「法」という。)第47条の5第1項及び規則第2条により、協議会設置を決定した対象学校(以下、「対象校」という。)に対し、学校運営協議会設置通知書(様式第1号)を交付する。

2 対象校の校長は、学校運営協議会設置趣意書(様式第2号)を作成し、教育委員会に提出するものとする。

### (委員)

第3条 対象校の校長は、規則第8条第1項に基づき学校運営協議会委員(以下、「委員」という。)を選定し、学校運営協議会委員推薦書(様式第3号)を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、規則第8条の規定により任命した委員に対し、任命状(様式第4号)を交付する。

3 対象校の校長は、規則第11条第1項に基づき委員の解任について、学校運営協議会委員解任申出書(様式第5号)により、教育委員会に意見を申し出ることができる。

4 教育委員会は、規則第11条の規定により解任した委員に対し、解任状(様式第6号)を交付する。

### (基本方針の承認)

第4条 対象校の校長は、規則第3条第1項に基づき作成した基本方針について、委員に対して説明し、規則第3条第2項に規定する承認を得るものとする。

### (意見の取扱い)

第5条 規則第4条及び第5条に規定する意見の取り扱いについては、次の各号によるものとする。

(1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、原則として中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等に反しない限度においてとする。

(2) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から学校予算の執行並びに施設及び設備の管理及び整備に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、原則として配当した予算の範囲内においてとする。

(3) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の

任用に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、特定の個人の任用に関するものは除くこととし、職員人事異動方針に反しない限度においてとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年福島県条例第101号）第8条の規定に基づき、年額で支給することとし、予算の範囲内において別に定める。また、委員の費用弁償については、福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）第3条の規定に基づき支給する。

2 規則第8条第2項の規定による補欠の委員の報酬及び規則第11条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月額計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、規則第15条に基づき、協議会が特別の事情があると認める場合以外は、公開とする。

2 会議録等は、ホームページ等に掲載し、積極的な情報の公開に努めることとする。ただし、公表にあたっては、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）第7条各号に該当する事項の取り扱いに十分留意する。

(報告)

第9条 協議会は、前年度中に、学校運営協議会活動計画（様式第7号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。また、年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書（様式第8号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会は運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

第6条に規定する委員の報酬については、年額10,000円とする。

この要綱は、令和2年2月4日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

学校長 様

福島県教育委員会 印

学校運営協議会設置通知書

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 設置する学校  
福島県立 学校
- 2 設置期日  
年 月 日

様式第2号（第2条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

学校運営協議会設置趣意書

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条の規定による学校運営協議会の設置については、下記のとおりとします。

記

1 設置する時期 年 月 日

2 設置の趣旨・目的

3 添付書類

- ・学校運営協議会規約
- ・学校運営協議会委員推薦書（様式3）
- ・学校運営協議会活動計画書（様式7）
- ・その他

様式第3号（第3条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

学校運営協議会委員推薦書

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条の規定により、本校における 年度の学校運営協議会委員として、下記のとおり推薦します。

記

	名 前	ふりがな	任期	種別	所 属	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

- ・「任期」には、残任期間（2または1）を記入すること。
- ・「種別」には、設置規則第8条の1号から6号のうち該当する項目を数字で記入し（1 保護者、2 地域住民、3 学識経験者、4 関係行政機関の職員、5 対象学校の教職員、6 その他教育委員会が必要と認める者）、第6号の場合には、具体的な推薦理由を「備考」に記入すること。
- ・「備考」には、委員の性別も記入すること。

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

任 命 状

様

福島県教育委員会

印

下記のとおり命ずる

記

任命事項 年度福島県立 学校運営協議会委員

任命期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

文 書 番 号  
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

学校運営協議会委員解任に関する申出書

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則第11条第1項の規定により、令和 年度福島県立 学校運営協議会委員について、下記のとおり上申します。

記

- 1 委員名
- 2 解任理由 ※ (1) ~ (3) いずれかに○をつけること
  - (1) 委員から辞任の申し出があったため
  - (2) 規則第 10 条の規定に違反したため
  - (3) 心身の故障のため職務を執行することができないため
- 3 その他 (上記 2 について、補足事項等があれば記入すること)

様式第6号（第11条関係）

令和 年 月 日

解 任 状

様

福島県教育委員会



下記のとおり解任する

記

解任年月日 年 月 日

解任事項 年度福島県立 学校運営協議会委員

解任事由 福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等  
に関する規則第11条第1項第 号による



様式第7号（第13条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

令和 年度学校運営協議会活動計画書

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり提出します。

記

年 月 日	協議会等の名称	活動内容の詳細
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

- ※ 協議会及び分科会等も記載すること。
- ※ その他、必要書類があれば添付すること。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

学校運営協議会活動状況報告書

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 活動状況

2 成果と課題

3 その他

学校運営協議会会議録（写し）の添付等

## (参考例)

### 福島県立〇〇学校運営協議会規約

#### (目的)

第1条 この規約は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という）第47条の5の規定、福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」という）、福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱（以下「要綱」という）に基づき、福島県立〇〇学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

#### (趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して福島県教育委員会（以下「教育委員会」という）及び校長の権限と責任の下、保護者や地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、地域が一体となって学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

#### (学校運営協議会の名称)

第3条 協議会の名称は、「福島県立〇〇学校運営協議会（以下「協議会」という）」と称す。

#### (指定等)

第4条 福島県教育委員会が、規則により協議会の設置を指定した学校（以下、「学校」という）として、福島県立〇〇学校（以下、「学校」という）に協議会を設置する。

#### (委員)

第5条 協議会の委員は、規則第8条に基づき、15名以内で構成される。

2 委員の任期は、規則第9条に基づき、2年とする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有するものとし、規則第10条に基づき、委員の服務を遵守するものとする。

4 委員については、別表のとおりとする。

#### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。また、年度ごとに、3回から5回程度計画的に開催する。

2 協議会は、法及び規則、要綱に基づき、その設置目的に反しない範囲において、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

3 会議には、原則として校長及び事務局員は出席するものとする。

4 校長は、会長の許可を得て、その他の職員を会議に出席させることができる。

5 協議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議の議事については、第8条に規定する事務局が作成し、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存するものとする。

#### (部会)

第7条 協議会は、学校における教育活動の改善及び充実を図るため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) ○○部会
  - (2) ○○部会
  - (3) ○○部会 (例：学校評価、地域連携、キャリア、生活、学習、進路など)
- 2 各部会に属する委員は、協議会の会長が指名する。
  - 3 各部会は、会長が指名した委員のほか、学校の教職員及び委員以外の者を構成員とすることができる。
  - 4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選出する。
  - 5 部会長が会議を招集し、議事をつかさどる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、学校が行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営、その他協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は、令和○年○月○日から施行する。

(別表)

令和○年度「福島県立○○学校運営協議会」の委員は、以下のとおりとする。

会長	
副会長	
委員	
委員	
委員	

(参考) 福島県立学校における学校運営協議会の設置～運営の流れ

期	県教育委員会事務局		対象県立学校
設置校決定前	<p>対象学校等への意見の聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校教育課長は、対象学校の教育活動内容及び地域の実情等から、協議会を設置するに相応しい学校を定め、校長等に対して意見の聴取を行う。</li> </ul>	調整	<p>協議会設置に対する意見の申し出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象学校の校長は、保護者及び地域住民等に対して意見の聴取を行い、それを踏まえて、協議会設置について意見を述べる。</li> </ul>
設置前年度	<p>設置の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育長が学校運営協議会の設置を決定し、設置規則により、設置校を明示する。</li> </ul> <p>学校運営協議会決定通知書(様式1)の送付</p>	送付	<p>学校運営協議会決定通知書(様式1)の受領</p> <p>↓</p> <p>学校運営協議会趣意書(様式2)・学校運営協議会規約(任意様式)の提出</p>
設置前年度末	<p>委員委嘱等の事務決裁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育長が決定する。</li> </ul>	提出	<p>学校運営協議会委員推薦書(様式3)の提出</p>
		提出	<p>学校運営協議会活動計画書(様式7)の提出</p>
年度初め	<p>任命状(様式4)の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長が作成した推薦書を精査の上、任命状を交付する。</li> </ul>	交付	<p>会議の招集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回は、校長が招集し、任命状を交付する。</li> <li>・ 2回目以降は、会長が招集する。</li> </ul>
年度中	<p>協議会の指導助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各校の協議会運営に関する指導助言の窓口は、高校教育課とする。</li> </ul>	指導助言	<p>協議会の活動・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適宜、高校教育課の指導助言を受ける。</li> </ul>
年度末	<p>当該年度の活動報告及び次年度の活動計画書等の受理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会に関する書類等の提出窓口は、高校教育課とする。</li> </ul>	報告 提出	<p>学校運営協議会活動状況報告書(様式8)等の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度末に協議会の活動状況報告を提出する。</li> </ul> <p>学校運営協議会委員推薦書(様式3)・学校運営協議会活動計画書(様式7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (次年度分)を提出する。</li> </ul> <p>意見の申し出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会の合議による意見の申し出については、書面で行う。</li> </ul>

## 参考資料

### (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）（昭和31年6月法律第162号）

#### 第4節 学校運営協議会関係条文

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）

であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

（平成29年4月1日施行）

(2) 福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年12月教育委員規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、福島県立学校（別表に掲げる学校をいう。以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 法第47条の5第1項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置く。  
2 福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長並びに地域住民及び保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の意見を聴くものとする。

（基本的な方針等）

第3条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 学校経営計画に関する事項  
二 その他校長が必要と定める事項  
2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定による承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

（意見の聴取）

第4条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（職員の任用に関する意見の対象となる事項等）

第5条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。  
2 前条の規定は、法第47条の5第7項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

（学校運営等に関する評価及び情報提供）

第6条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行うものとする。  
2 協議会は、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めるものとする。

（住民参画の促進等）

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。  
2 協議会は、対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(組織)

第8条 協議会は、委員15人以内とし、対象学校の校長のほか、次の各号のいずれかに該当する者を教育委員会が任命する。

- 一 保護者
- 二 地域住民
- 三 学識経験者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 対象学校の教職員
- 六 その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があったとき。
- 二 前条(第1項後段を除く。)の規定に違反したとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、校長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。



3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言等)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第13条第1項の規定にかかわらず、校長が招集する。

附 則 (令和2年3月27日教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月8日教育委員会規則第12号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第一条、第二条関係)

福島県立川俣高等学校	福島県立湖南高等学校	福島県立猪苗代高等学校
福島県立西会津高等学校	福島県立川口高等学校	福島県立只見高等学校